

第3回人権賞 受賞者 鈴木則子と中国帰国者の会

【受賞理由】

日本政府の援助が受けられない中国残留孤児、中国残留婦人に対する帰国の世話や帰国後の自立定着のための生活援助等の活動に対して。

Q 1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

私の帰国当時は、肉親が見つかって肉親の同意がなければ帰れず、帰れたとしても夢に見た祖国は自分のことしか考えない冷たい社会だった。何よりも国としての一貫した総合的施策がないため、帰国者の前途には、多くの困難が待ち受けていた。私は、中国に残された残留邦人の早期帰国の現実と、帰国した人々が一つの祖国を持つ誇りを胸に立派に生き抜いてほしいと願い、認められない人権と生活を守るために中国帰国者の会を設立した。

Q 2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

中国帰国者問題の抜本的解決のため、特別援助措置法律法化を頂点とする行政措置を粘り強く求めた。政府・自治体への働きかけ、街頭宣伝・署名活動だけでは実現できず、都、市、区や報道機関にも訴え、国を動かすことを考えた。計画的な受け入れ態勢確立と総合的政策のもとに定着・自立政策の実現を要求し、現行法の範囲内で解決できない問題の特別立法化を要求したが、国は重い腰を上げてくれなかった。

Q 3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

1988年の人権賞受賞が契機となって、日本弁護士連合会の機関紙『自由と正義』の特集に私の記事が掲載された（「中国残留婦人は、再び見捨てられようとしている」1989年、No. 10、P. 9～14所載）。その後、弁護士の協力が増え、国籍確認裁判での弁護団結成や2世、3世の問題解決など、会の前進に大きく作用した。

Q 4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

地域の中で多くの市民、学生の協力を得て、1982年5月「中国帰国者の会」を設立、草の根の運動として人と人とのふれ合いを強化してきた。そして、自らの経験を活かし、中国に残された残留邦人の早期帰国の実現、法律相談、国籍確認、就籍裁判の支援、日本語教室の運営、中央官庁や自治体への働きかけ、生活に関する様々な相談などを行ってきた。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

帰国者は高齢のため日本語を覚えるのが難しく、仕事が見つけにくい。やっと見つかって、中国での経験を生かせない単純できつい仕事が多く、不況になれば真っ先にクビを切られてしまう。給料も安く、年金の保証もない

ため老後が不安で先が見えず、働いてもつらい思いをしている。老後の保障を政府に求めていくとともに、帰国者が気軽に立ち寄れ、中国語で思いっきり話したり歌ったりとリラックスできる場所をつくりたい。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

戦争は多くの人間を殺すだけでなく、一人ひとりのかけがえのない尊さを踏みにじり、人間性そのものを破壊しつくす。戦争が終わると忌まわしい記憶となり、他の国を侵略し多くの生命を奪った側は一刻も早くその事実を思い出さないよう忘れさり、責任から逃れようとする。しかし、過去の歴史を反省し、踏まえてこそ、前進できるものである。戦後50余年が過ぎてなお、中国残留邦人問題には未解決の問題が山積されている。国の無責任、怠慢さに苛立ちを覚える。戦争の裏側で、どんな人が犠牲になり、どんな思いで残留の日々を送ったか。かの広い荒原で保護を失い、戦場に捨てられソ連軍の攻撃の犠牲となった満蒙開拓民、かろうじて生き延びた者の狂おしさなど、私は、血と涙の受難史を忘れることはない。

日常の活動の中で苦しい時、くやしい時、回り灯籠ように浮かんでくる。これからも多くの市民に「帰国者がなぜ存在しているのか」を絶えず伝えていかなければならない。